

令和5年度後期分（学部学生用）

※授業料減免（家計急変を除く）は、令和元年度以前入学者のみ対象

令和5年度後期 大学独自制度による授業料減免 及び徴収猶予申請の手引き

授業料については、減免及び徴収猶予の制度があります。それぞれの制度への申請は、必要書類一式を提出することで行います。

提出場所： 学生課学生支援係（TEL077-548-2070・2072）

提出期限： 令和5年9月15日（金）午後5時

それぞれの制度の対象者及び提出書類については、以下のとおりです。

○対象者

次に該当する場合には予算の範囲内で、選考の上、授業料の減免または徴収猶予されることがあります。

なお、取扱いは、前期と後期に分けて行います。

- ①経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者。
- ②授業料の納期前6月以内において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。
- ③前項に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合。

【授業料減免】

- ①の場合：令和元年度以前入学の学部学生のうち、高等教育修学支援新制度（以下新制度）の対象外または支援額が減少する者（見込みを含む）。新制度の支援額については、日本学生支援機構ホームページの進学資金シミュレーターで確認してください。

- ②の場合：全学部学生

【徴収猶予】

- 全学部学生

○提出書類

選考に際し、申請者の属する世帯全員の収入金額等を参考に行いますので、下記の書類を提出してください。なお、提出していただいた個人情報等は授業料減免等選考以外の目的で利用することはありません。

【授業料減免】

1. 授業料減免願書（様式 1）
2. 経済状況報告書（様式 5）
3. 世帯全員の住民票（直近 6 カ月以内のもの）
4. 世帯全員の令和 5 年度所得証明書※（未就学児・就学者（大学院生は除く）は不要）
※令和 4 年分所得に関する証明書（収入がない場合は「非課税証明書」）
※臨時収入がある場合：収入の内容が記載された書類
5. 授業料等減免制度の認定対象外であることの申告書（様式 1 2）※
※新制度の対象者は不要です。別途新制度の申込が必要です。
6. その他添付書類
別途一覧を参照のうえ、該当するものをすべて提出すること。

【徴収猶予】

1. 授業料徴収猶予願書（様式 2）
2. 経済状況報告書（様式 5）
3. 世帯全員の住民票（直近 6 カ月以内のもの）
4. 世帯全員の令和 5 年度所得証明書※（未就学児・就学者（大学院生は除く）は不要）
※令和 4 年分所得に関する証明書（収入がない場合は「非課税証明書」）
※臨時収入がある場合：収入の内容が記載された書類
5. その他添付書類
別途一覧を参照のうえ、該当するものをすべて提出すること。

○申請書類の提出について

提出場所：〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学 学生課学生支援係（Tel：077-548-2070・2072）

提出期限：令和 5 年 9 月 15 日（金）午後 5 時

提出方法：窓口持参または郵送

○減免決定の時期及び通知方法

- 1 1 月下旬 郵送による通知（予定）

○注意事項

1. 書類は楷書書きで丁寧に記入してください。記入漏れ、判読困難等によるものは、不備として選考から除外する場合があります。
2. 故意に、記載内容を事実と相違させていると判断した場合、免除許可決定後でも取り消します。
3. 特別な理由がなく、最短修業年限を超えて在学している者及び前年度と同学年に引き続き在籍している者は、申請資格がありません。
4. 次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で判定します（様式6を提出すること）。
 - ①所得税法及び医療保険制度上、父母等の扶養親族でない者
 - ②父母等と別居している者
 - ③本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明の発行が可能な者
5. 申請者は減免の可否が決定するまでは、授業料の納付が猶予されます。ただし、可否の決定までに授業料を納付した場合は、減免の対象となりませんので十分注意してください。
6. 授業を受けない期間が相当期間ある場合は、減免不適格となることがあります。
7. 新制度による授業料減免の支援対象者は、まず新制度の申請をしてください。新制度による授業料減免の支援対象者が大学独自制度による授業料減免のみを申請することはできません。

◎ 該当者が提出する書類（※本学所定用紙以外は写しでよい）

条件	提出書類
下宿等している場合	○アパートの契約書（契約期間が満了している場合は、現在も下宿中であることが分かる、電気料金や水道料金等の明細を提示）
アルバイトをしている場合	○アルバイト等収入届（様式 7）
学資負担者が死亡した場合	○死亡証明書等 ○保険金・退職金等の支払証明書 ○遺族年金等の受給を明らかにする書類
学資負担者等が風災害等の被害を受けた場合	○罹災（被災）証明書、盗難届証明書 ○罹災、盗難により必要とした経費の証明書等
障害のある者がいる場合	○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、医師の診断書等
長期に療養を要する者がいる場合	○入院証明書、医師の診断書、介護保険証等 ○治療費・入院費等の領収書、支払証明書 ○健康保険組合等から療養費の補てんを受けた場合はその領収書等
主たる生計維持者が別居している場合	○生活費（住居費、光熱・水道料、家具・家事用品の 1 ヶ月分）の明細 ○直近 6 か月の領収書
年金の受給者がいる場合	○源泉徴収票、年金支払通知書、年金改定通知書
就職・転職した者がいる場合	○年収見込証明書、給与支払証明書、給与支給明細書（直近 3 か月分）
退職（予定）者がいる場合	○退職証明書（辞令等） ○退職金支給（予定）証明書、退職金源泉徴収票
病気等により休職している給与所得者がいる場合	○傷病手当金通知書等
失業給付金の受給者がいる場合	○雇用保険受給資格者証
生活保護世帯である場合	○保護決定（変更）通知書
兄弟姉妹が国立学校に在学している場合	○授業料免除状況証明書（様式 8）
兄弟姉妹が国立学校以外に在学している場合	○在学証明書又は令和 5 年 10 月 1 日以降有効なことが証明できる学生証（写）（高等学校までは不要）
独立生計者である場合	○独立生計申立書（様式 6）
奨学金（給付型）を受給している場合	○奨学金の受給（2022 年分）を確認できる書類
農業・漁業・畜産業等において奨励金、補助金等を交付された場合	○当該奨励金、補助金等の金額がわかる書類